

中学校第3学年 社会科（公民的分野）単元名「人権と共生社会」

1 本単元で人権教育を進めるにあたって

本単元は、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせることをねらいとしている。

本学習では、部落差別をはじめとする人権問題の具体的な例を取り上げ、日本国憲法や法律による基本的人権の保障を理解させるとともに、法は、自分や他人の人権を守り、または人権の侵害における救済のためのよりどころであることに気付かせる。

歴史的な分野における人権の歴史を想起させ、現在の取り組みを考える学習活動を通して、基本的人権の保障は、多くの人々の努力による成果であり、その保障には、日本国憲法をはじめとする様々な法が大きな役割を果たしていることを理解させたい。

2 単元の目標

日本国憲法に定められている基本的人権の種類やその内容を、具体的な事例を通して理解する。また、様々な人権問題と差別撤廃への取り組みについて理解し、民主的な社会の形成者として、自ら進んで社会にかかわろうとする態度を身に付ける。

3 人権教育を通じて育てたい資質・能力

部落差別をはじめとする人権問題について、その現状や解消への取り組みを、具体的な事例を通して理解するとともに、法が差別解消に向けた取り組みに大きな役割を果たしていることを理解する。（知識的側面）

4 指導のポイント

（1）知的理解を図る上で大切にしたいポイント

- 日本国憲法に定められている基本的人権について、具体的な生活とのかかわりからとらえられるよう工夫することで、人権問題の現状や改善への取り組みを、法の果たす役割に注目しながら理解させる。
- 読み物資料や新聞記事、統計資料などを活用し、自らの考えをまとめ、発表する場を設定することで、社会的な事象をより具体的にとらえ、身近なものとして実感させる。
- 社会的な事象を多面的・多角的に見て、考え、伝え合うなどの参加型学習を取り入れることで、実践的知識を身に付けさせる。
- 本単元では、既習事項の賤称語を扱うため、社会科の授業のみの指導に終わることなく、人権教育主任等と連携しながら、事前に学年会等で学習内容について検討したり、人権学習と関連させて指導したりするなどの工夫をする。また、必要に応じて学級担任等の参観や、帰りの会等での事後指導を行う。

(2) 人権が尊重される授業づくりの視点

①自己存在感

生徒の既習事項や生活体験、興味・関心、疑問等をもとに学習課題を設定し、生徒の自由な発想や意見が認められる場を工夫する。

②共感的人間関係

安心して自由に発言できる雰囲気づくりを行い、発表や話し合い活動が、自分の考えと異なる意見や感情を否定するのではなく、理解しようとする場になるよう工夫する。

③自己選択・決定

人権問題や社会への関わり方について、生徒が自分の考えをノートにまとめたり、発表したりできる場を設定する。

5 学習の流れ

(1) 指導計画(6時間取り扱い) ※東京書籍「2節 人権と共生社会」の例

学習活動	人権尊重の視点を踏まえた指導上の留意点等
1 基本的人権と個人の尊重 ○身近にある人権侵害の例や、人権保障のためになされている取り組みや工夫について話し合う。	○人権侵害の一例としてハンセン病訴訟を取り上げ、日本国憲法に基づく人権の保障は、差別や人権侵害を訴えその救済を求めて政府や社会に働きかけるためのよりどころであることに気付かせる。
2 平等権と共生社会 ○今日の日本社会では、差別をなくすために、どのような努力が行われているのかを考える。 【2時間】 (本時1/2) (ワークシート)	○同和对策審議会の答申が出され、対象地域の人たちの生活の改善が推進されたことや、その後の人権教育や啓発活動などの様々な取り組みにつながっていることに気付かせる。 ○共生社会を築くために、法や制度が差別の解消に向けた取り組みに大きな役割を果たしていることとともに、社会の一員である私たちの自覚と行動が大切であることに気付かせる。
3 自由権 ○日本国憲法が定める自由権について調べる。	○歴史的分野の学習を振り返らせ、現在と比較しながら、私たちの人権は日本国憲法によって保障されていることに気付かせる。
4 社会権 ○社会権が重要な理由を話し合う。	○具体的な事例を通して、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等が保障されていない状況があることをとらえさせる。
5 人権保障を確かなものに ○人権を確保するための権利及び国民の義務について調べる。	○人権を保障するためのさまざまな権利があることに気付かせる。 ○教育と勤労の義務は同時に国民の権利であることに気付かせる。 ○「公共の福祉」による人権の制限は慎重に行われなければならないことに触れる。

(2) 人権尊重の意識と実践力を養う学習活動例 (2/6時間目)

目標

◇具体的な事例を通して、人権課題のあらましとともに、法が差別の解消に向けた取り組みに大きな役割を果たしていることを理解することができる。

人権教育で育てたい資質・能力

◆部落差別をはじめとする人権問題について、その現状や改善への取り組みを、具体的な事例を通して理解するとともに、法が差別の解消に向けた取り組みに大きな役割を果たしていることを理解する。(知識的側面)

主な学習活動	○指導上の工夫・留意点 評価◇◆	備考
<p>1 資料(ポスター)のメッセージについて考える。 【個人→全体】</p> <p>(1) ワークシートに自分の考えを書き、発表する。</p> <p>(2) 日本国憲法第13条と第14条を確認する。</p> <p>2 学習課題をつかむ。</p>	<p>○ポスターの「時の経過では解決できないことがあります。」に注目させ、この意味について考えさせる。</p> <p>○平等権の侵害が現在もなお社会に残っていることに気付かせる。</p>	<p>資料(ポスター)</p> <p>ワークシート</p>
<p>人権を守り、差別をなくすために、大事なことは何だろうか。</p>		
<p>3 3つの人権課題について、それぞれの歴史的経緯、差別の現状、差別解消に向けた取り組みを調べる。</p> <p>(1) 部落差別について調べ、発表する。【個人→全体】</p> <p>(2) アイヌ民族への差別、在日韓国・朝鮮人への差別について、どちらかを選択して調べ、発表する。 【個人・グループ→全体】</p>	<p>○教科書等を参考に調べさせる。</p> <p>○「同和対策審議会答申」、「アイヌ文化振興法」については、必要に応じて補足説明する。</p> <p>○江戸時代の身分制度は「解放令」によって廃止されたが、その後も就職、教育、結婚などで差別が続いてきたことを押さえる。</p> <p>○「同和対策審議会答申」にある「国の責務」や「国民の課題(国民的課題)」について考えさせ、自分たちの問題であることに気付かせる。</p> <p>○個人またはグループでどちらかを選択させて調べさせる。</p> <p>○調べていない課題についての発表を聞き、まとめさせることで、知識を身に付けさせる。</p> <p>○アイヌの伝統や文化を尊重することが求められていることを押さえる。</p>	

<p>(3) 3つの人権課題の差別解消に向けた取り組みについて、共通することを出し合う。【個人→全体】</p> <p>4 人権擁護のための法や制度が整備されなかったらどうなるのかを考え、発表し、話し合う。【グループ→全体】</p>	<p>る。</p> <p>○在日韓国・朝鮮人の人たちが日本国籍を持たないことで、様々な制限があることを押さえる。</p> <p>○差別解消に向けた取り組みについて共通することに注目させ、法や制度の整備が必要であることに気付かせる。</p> <p>○3つの人権課題について、法や制度がどのような役割を果たしているのかを考えさせるため、国や地方公共団体の取り組み例（啓発イベント、パンフレット等）を紹介する。</p> <p>◇人権擁護のための法や制度の整備により、国や地方公共団体、学校、企業、マスメディアなど、さまざまな組織や機関等で取り組みが行われていることを理解している。</p> <p>◆法が差別の解消に向けた取り組みに大きな役割を果たしていることを理解している。</p>	<p>国や地方公共団体発行のパンフレット等</p>
<p>5 資料（ポスター）のメッセージについて考え、自分の言葉でまとめ、発表する。 【個人→全体】</p>	<p>○資料（ポスター）の「こころ、目覚めてますか？」に注目させ、差別解消に向けた取り組みを保障する法や制度の必要性とともに、社会の一員である私たちの自覚と行動が大切であることに気付かせる。</p>	<p>資料(ポスター)</p>

6 資料

- 東京書籍 新しい社会 公民 「2節 人権と共生社会」 pp.40～53
- 教育出版 中学社会 公民 「2 憲法が保障する基本的人権」 pp.40～63
- 帝国書院 社会科 中学生の公民 「2章 日本国憲法について考えよう」 pp.34～59

【資料】「平成14年度部落差別解消ポスター」

(参照) 東京書籍 新しい社会 公民 p.42

(参照) 教育出版 中学社会 公民 p.46

(参照) 帝国書院 社会科 中学生の公民 記載なし

【参考資料】法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

「平成14年度部落差別解消ポスター」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00089.html

上記URLからダウンロード可能



【資料】「同和対策審議会答申」(一部)

(参照) 東京書籍 新しい社会 公民 p.200

(参照) 教育出版 中学社会 公民 pp.228~229

(参照) 帝国書院 社会科 中学生の公民 pp.226~227

【資料】「アイヌ文化振興法」(一部)

(参照) 東京書籍 新しい社会 公民 p.201

(参照) 教育出版 中学社会 公民 p.229

(参照) 帝国書院 社会科 中学生の公民 p.234

1 資料(ポスター)の「時の経過では解決できないことがあります。」とは、どのようなメッセージなのでしょうか?

2 日本における3つの人権課題について調べましょう。 ※下表は東京書籍の例

	歴史的経緯	差別の現状	差別解消のための取り組み
部落差別からの解放	江戸時代の差別された身分は、明治時代のいわゆる [] によって廃止された。	明治政府は、 [] をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚などで、差別が続いてきた。	○1965年の同和对策審議会の答申は、部落差別をなくすことが ① []であり、 []であると <u>宣言した。</u> ○対象地域の人たちの []が推進された。 ○1977年からは、同和对策事業をさらに進め、 [] が行われている。 ○ []を通じて、差別のない社会が求められている。
下線部①は、どのような意味か考えてみよう。			
アイヌ民族への差別撤廃をめざして	明治政府は、アイヌの人たちの土地をうばい、日本人化(同化)を強制し、アイヌ固有の [] した。	明治政府の政策の過程で差別が強められ、 [] が、踏みにじられた。	○1997年に制定された [] では、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統を尊重することが求められている。 ○1998年から北海道のラジオ局でアイヌ語講座の放送が始まった。 ○2008年に国会は、 [] を行った。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">在日韓国・朝鮮人への差別撤廃をめざして</p>	<p>1910年の日本の <input type="text"/></p> <p>による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされたり、意思に反して日本に連れて来られて働かされたりした人たちとその子孫が多くいる。</p>	<p>○就職や結婚などでの差別がなくなっていない。</p> <p>○日本国籍を持たないため、選挙権や <input type="text"/>になることなども制限されている。</p>	<p>○1996年、神奈川県川崎市は、公務員採用試験の受験資格から「<input type="text"/>を有すること」という項目を撤廃。</p> <p>○高知県などで採用や昇進に際しての国籍の制限を原則廃止。</p> <p>○1994年、全国高校ラグビー大会において、 <input type="text"/>に門戸が開かれた。</p>
--	---	--	---

3 3つの人権課題の差別解消に向けた取り組みについて、どのようなことが共通していると思いますか。

4 人権擁護のための法や制度が整備されなかったらどうなりますか。

5 資料（ポスター）の「こころ、目覚めてますか？」は、何に目覚めて欲しいというメッセージなのでしょう。

【解答例】

2 日本における3つの人権課題について調べましょう。 ※下表は東京書籍の例

	歴史的経緯	差別の現状	差別解消のための取り組み
部落差別からの解放	江戸時代の差別された身分は、明治時代のいわゆる 解放令 によって廃止された。	明治政府は、 差別解消のための政策 をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚などで、差別が続いてきた。	○1965年の同和対策審議会の答申は、部落差別をなくすことが ① 国の責務 であり、 国の課題 であると <u>宣言した。</u> ○対象地域の人たちの 生活の改善 が推進された。 ○1977年からは、同和対策事業をさらに進め、 人権擁護の総合的な施策 が行われている。 ○ 人権教育 を通じて、差別のない社会が求められている。
下線部①は、どのような意味か考えてみよう。			
アイヌ民族への差別撤廃をめざして	明治政府は、アイヌの人たちの土地をうばい、日本人化(同化)を強制し、アイヌ固有の 言語と文化を否定 した。	明治政府の政策の過程で差別が強められ、 民族の誇り が、踏みにじられた。	○1997年に制定された アイヌ文化振興法 では、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統を尊重することが求められている。 ○1998年から北海道のラジオ局でアイヌ語講座の放送が始まった。 ○2008年に国会は アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 を行った。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">在日韓国・朝鮮人への差別撤廃をめざして</p>	<p>1910年の日本の</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;">韓国併合</div> <p>による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされたり、意思に反して日本に連れて来られて働かされたりした人たちとその子孫が多くいる。</p>	<p>○就職や結婚などでの差別がなくなっていない。</p> <p>○日本国籍を持たないため、選挙権や</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;">公務員</div> <p>になることなども制限されている。</p>	<p>○1996年、神奈川県川崎市は、公務員採用試験の受験資格から「日本国籍を有すること」という項目を撤廃。</p> <p>○高知県などで採用や昇進に際しての国籍の制限を原則廃止。</p> <p>○1994年、全国高校ラグビー大会において、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;">外国人学校</div> <p>に門戸が開かれた。</p>
--	--	--	--